

「（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例（素案）」 及び考え方について



【条例制定の背景と必要性について】

- 近年、地球温暖化対策や脱炭素化の推進、エネルギーの安定確保などの観点から、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が全国的に進んでいます。
- 豊かな自然環境や広大な土地などの地域資源を生かし、再生可能エネルギーの導入を進めることは、脱炭素社会の実現やエネルギーの地産地消、地域経済の活性化などにつながる重要な取組です。
- 一方で、再生可能エネルギー設備の設置や運用に当たっては、地域の自然環境、景観、生活環境、防災面などへの影響が懸念される場合があり、事業者と地域住民との間で十分な情報共有や相互理解を図ることが重要となっています。

本市においても、再生可能エネルギーを地域の大切な資源として捉え、その導入を一律に抑制するのではなく、地域の環境や住民生活との調和を図りながら、適正かつ持続可能な形で導入を進めていくため、再生可能エネルギーの導入に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、事業者が守るべき事項や地域住民との合意形成、自然環境、生活環境、景観、防災への配慮などについて必要なルールを定め、地域と共生する再生可能エネルギー事業の実現を目指し、本条例を制定するものです。

1 目的

- ・ この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、必要な手続等を定めることにより、市民の安全及び安心、良好な景観並びに自然環境を確保し地域と共生する再生可能エネルギー事業を実現することを目的とする。

【考え方】

再生可能エネルギー発電設備について、設置だけでなく運用等も含めて必要な手続を定め、市民の安全、安心、景観、自然環境を確保するとともに、地域と共生する事業の実現を目指すことを明確にします。

2 基本理念

- ・ 再生可能エネルギーは本来的に地域の共有資源であるから、その地域に存在する主体が参加し、エネルギーの地産地消、地域経済の循環及び地域活性化に資するように開発、利用されるべきものとする。
- ・ 再生可能エネルギーの利用の推進は、地域の持続的な発展に資するよう、地域の環境的条件及び社会的条件に配慮し、地域環境と調和するように、また、災害を発生させないように行われなければならない。
- ・ 再生可能エネルギーの利用の推進は、エネルギーの自立性及び安全性の向上に資することに鑑

- み、非常時における市民の安全の確保に配慮して行われなければならない。
- ・再生可能エネルギーの利用の推進は、地域住民等との十分な協議に基づく合意形成の上で行われなければならない。

【考え方】

再生可能エネルギーを単に発電事業者だけのものとして捉えるのではなく、地域に存在する資源として位置付けるといふ条例全体の基本的な考え方を示します。地産地消、地域経済の循環、地域活性化、環境、防災への配慮、非常時の安全確保、地域住民等との協議、合意形成などを基本理念として定めます。

3 対象設備

- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等その他規則で定める設備を除く。）をいう。

（次のいずれかに該当する場合は対象外）

- ・発電出力が 10 キロワット未満の設備（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する発電施設の合算した出力が 10 キロワット以上となるものを除く。）
- ・太陽光発電設備のうち 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの

4 市の責務

- ・市は、基本理念に基づき、この条例が適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

【考え方】

市が条例を適正かつ円滑に運用する責務を定めます。市は、条例に基づく事前協議、許可、届出、指導等を適切に行い、地域と共生する再生可能エネルギー事業の実現に必要な措置を講じます。

5 事業者の責務

- ・事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境及び生活環境に十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。
- ・事業者は、設備を設置するに当たり、当該事業が周辺環境に及ぼす影響を考慮し、事業と地域との共生を図るために必要な措置を講じなければならない。

【考え方】

事業者は、関係法令及び条例の遵守を基本とし、災害防止、自然環境及び生活環境への配慮、近隣住民等との良好な関係の確保を求めます。また、設備設置による周辺環境への影響を考慮し、地域との共生に必要な措置を講じることを求めます。

6 土地所有者等の責務

- ・土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

【考え方】

土地所有者等についても、事業者任せにせず、事業区域の土地を適正に管理する責務を定めます。再生可能エネルギー事業によって自然環境や景観を損なったり、災害や生活環境への被害が生じたりすることを防ぐことを目的とします。

7 禁止区域

- ・市長は、法令の規定により、設備の設置が制限されている区域を禁止区域として指定するものとする。
- ・事業者は、事業区域に前項の禁止区域を含めてはならない。
- ・禁止区域は、規則で定める。

【考え方】

法令により設備の設置が制限されている区域を禁止区域として明確化し、事業区域に含めることを禁止します。禁止区域の具体的な範囲は、関係法令等を踏まえて規則で定める構成としています。

8 事前協議

- ・申請をしようとする事業者（以下「申請予定者」という。）は、事業者は、あらかじめ事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。
- ・市長は、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- ・市長は、協議が完了したときは、事業者にその旨を通知するものとする。

【考え方】

許可申請に先立ち、市と事業計画について協議する仕組みを設けます。事前に事業内容を把握し、必要な指導、助言を行うことで、後の許可審査や地域への説明が円滑に進むようにするものです。

9 近隣住民等への説明

- ・申請予定者事業者は、事前協議が完了した場合は、近隣住民等に対し、事業計画に関する説明会を開催しなければならない。
- ・事業者は、説明会を開催しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- ・事業者は、説明会において、近隣住民等の理解及び同意が得られるよう努めるとともに、近隣住民等から要望されたときは、できる限りその要望を取り入れた事業計画となるよう見直しに努めなければならない。

- ・事業者は、説明会を行ったときは、その結果を市長に届け出なければならない。

【考え方】

事前協議の完了後、近隣住民等への説明会を実施し、事業計画について理解を得るための手続を定めます。住民からの要望を踏まえた計画の見直しに努めることにより、地域との合意形成を促します。

10 事業の許可

- ・事業者は、事業を実施しようとするときは、事業計画について、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。
- ・市長は、設置許可の申請があったときは、必要に応じて関係する市町村長及び行政機関の長の意見を聴くことができる。
- ・市長は、設置許可の申請について、許可又は不許可の決定をしたときは、その旨を事業者に通知しなければならない。

【考え方】

再生可能エネルギー事業を実施する場合には、あらかじめ市長の許可を受けることを必要とします。市が申請内容を審査し、許可基準への適合状況を確認した上で、許可又は不許可を判断する仕組みを設けます。

11 事業許可の基準等

- ・市長は、事業の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。
 - (1) 近隣区域における自然環境の保全に関する措置が定める基準に適合していること。
 - (2) 近隣区域の景観の保全に関する措置が定める基準に適合していること。
 - (3) 近隣区域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないものとして定める基準に適合していること。
 - (4) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置、その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして定める基準に適合していること。
 - (5) 防災上必要な措置が定める基準に適合していること。
 - (6) 設置する設備が電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）、その他関係法令の基準に適合していること。
 - (7) 廃棄等費用を確保していることを保証するため、金融機関へ保証金の預入がされ、市との質権設定契約が締結されていること。
 - (8) 地域住民等から提出された意見に対し、事業者が十分な対応を行ったこと。
 - (9) その他公益に反する場合として、規則で定める基準に該当しないこと。不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

- ・市長は、許可申請をした事業者又は当該許可申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。
 - (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
 - (2) 許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないとき。
 - (3) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と認められるとき。
 - (4) その他市長が不適切と認めたとき。
- ・市長は、必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

【考え方】

許可に当たって確認すべき基準を定めます。自然環境、景観、公共施設、生活環境、防災、関係法令、廃棄等費用の確保、地域住民等からの意見への対応などを総合的に確認し、すべての基準に適合する事業計画に限って許可を行います。また、資力、信用、過去の許可取消し、暴力団排除等の観点から許可をしないことができる場合や、必要に応じて許可条件を付すことも定めます。

12 協定の締結

- ・市長は、事業の許可をしたときは、設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）その他市長が協定の当事者とするのが適当と認める者に対し、設備の運用並びに災害時、事業廃止後の措置及び近隣区域への利益還元措置に関し必要な事項について、近隣住民等を含む協定の締結を求めることができる。
- ・許可事業者は、協定の締結を求められたときは、締結に向けた協議に応じるよう努めなければならない。

【考え方】

許可後の設備運用、災害時の対応、事業廃止後の措置、近隣区域への利益還元等について、必要に応じて近隣住民等を含む協定の締結を求めることができる仕組みです。条例上の許可だけでなく、事業期間を通じた地域との関係を適切に保つことを目的とします。

13 変更の許可

- ・許可事業者は、当該設置許可に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

【考え方】

許可後に事業計画を変更する場合の手続を定めます。事業内容や周辺への影響が変わる変更については、改めて市長の許可を受けるとし、軽微な変更については届出で足りることとします。変更許可にも事前協議等の考え方を準用します。

14 廃棄等費用の確保及び管理

- ・許可事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 15 条の 12 第 2 項の規定による積立てを行う場合
 - (2) その他市長が認める事由がある場合
- ・保証金の額は、設備の設置費の 100 分の 5 に相当する額又は当該事業に係る廃棄等費用の見積額のうちいずれか高い額とする。
- ・保証金を預入した許可事業者は、事業に着手するまでに、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、市に対抗要件を備えさせなければならない。
- ・市長は、第 1 項の預入に加え、その他の必要な措置を講じることができる。

【考え方】

事業終了時の設備撤去・廃棄等に必要な費用を確実に確保するため、原則として保証金を金融機関に預け入れる仕組みを設けます。再エネ特措法に基づく積立を行う場合等は例外とし、保証金額は設置費又は廃棄等費用の見積額を基礎として設定します。また、市が必要な措置を確実に講じられるよう質権設定を求めます。

15 廃棄等費用の確保等に係る公表

- ・市長は、許可事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

【考え方】

廃棄等費用の確保状況について透明性を確保するため、保証金を預け入れた旨とその金額を公表するものです。事業終了後の撤去・廃棄に必要な費用が確保されていることを地域に示すことを目的とします。

16 保証金の使途

- ・市長は、許可事業者が命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条又は同法第 3 条第 3 項の規定により、廃棄等費用に該当するものに保証金を充てることができる。
- ・市長は、措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を許可事業者に負担させることができる。
- ・負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例による。

【考え方】

許可事業者が必要な措置を履行しない場合に備え、行政代執行等に要する廃棄等費用に保証金を充てることができることを定めます。保証金だけでは費用を賄えない場合には、その差額を事業者に負担させることができる仕組みとします。

17 質権設定契約の解除等

- ・市長は、次の各号に掲げる場合には、締結した質権設定契約を解除するものとする。
 - (1) 許可事業者の事業を承継した者と新たに質権設定契約を締結したとき。
 - (2) 設備を廃止し、施設全体を解体、撤去したとき、又は解体、撤去のために保証金を使用するとき。
- ・事業者は、設備の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、預入した保証金の減額を市長に申し入れることができる。
- ・市長は、申入れがあった場合において、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金の減額をすることができる。

【考え方】

事業の承継、設備の廃止、撤去、保証金の使用等に応じて、保証金に設定した質権を解除する場合や、保証金の減額を認める場合の手続を定めます。事業の実態に応じて、必要な費用確保を維持しながら適切に管理することを目的とします。

18 損害賠償責任保険等への加入

- ・事業者は、事業の期間中、当該事業の実施に起因して生じた他人の生命若しくは身体又は財産に係る損害を補填する保険及び自然災害や地震等の発生により事業に係る修繕、撤去、廃棄の費用を補償するための火災保険、地震保険等（以下「損害賠償責任保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険等への加入に当たっては、当該設置工事を請け負う者が、損害賠償責任保険等への加入をすることで足りるものとする。
- ・事業計画の変更により該当することとなる事業者及び事業を継承した者に準用する。

【考え方】

事業期間中の事故等による第三者への損害や、自然災害等による修繕、撤去、廃棄に備え、損害賠償責任保険等への加入を義務付けます。設置工事期間については、工事施工者が必要な保険に加入することで足りるものとします。

19 標識の掲示

- ・許可事業者は、事業に着手する日から当該事業に係る設備を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、標識を掲示しなければならない。

【考え方】

事業者を明らかにし、地域住民等が必要な情報を確認できるよう、事業区域の外部から見やすい場所に標識を掲示することを義務付けます。標識の具体的な内容や掲示方法は規則で定めるものとします。

20 工事着手の届出

- ・許可事業者は、設備設置工事事業に着手しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

【考え方】

設備設置工事に着手する前に、市へ届出を行うことを求めます。許可後の工事開始時点を市が把握し、以後の検査や維持管理等の適切な確認につなげるための手続です。

21 工事完了等の届出等

- ・許可事業者は、設備設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも同様とする。

【考え方】

設備設置工事が完了した場合や中止、廃止した場合の届出を求めます。市が工事の進捗や完了状況を把握し、許可内容との整合性を確認できるようにします。

22 設備の設置の完了に係る検査

- ・許可事業者は、設備の設置が完了したときは、その設備の設置が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく市長の検査を受けなければならない。
- ・市長は、検査の結果、設備の設置が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めたときはその旨を事業者に通知するものとする。
- ・許可事業者は、通知を受ける前に許可に係る設備を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給してはならない。

【考え方】

設備設置工事が完了した後、市が許可された事業計画どおりに設置されているかを検査する仕組みを定めます。適合が確認されるまで設備を稼働させて電気を供給できないこととし、許可内容の実効性を確保します。

23 許可の取消し

- ・市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
 - (2) 設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで事業を実施したとき。

- (3) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置事業に着手しなかったとき。
- (4) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに設置事業を完了しなかったとき。
- (5) 損害賠償責任保険への加入をせずに設置事業を実施したとき。
- (6) 命令に従わなかったとき。

【考え方】

許可後に不正行為や条件違反、命令違反等があった場合に、設置許可、変更許可を取り消すことができることを定めます。許可制度を実効的に運用するための規定です。

24 維持管理に関する報告等

- ・事業者は、災害時または自然環境等の保全に支障が生じないように、設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。
- ・事業者は、設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、市長に報告しなければならない。

【考え方】

発電事業中の設備及び事業区域について、災害や自然環境等への支障を生じさせないように、常時安全かつ良好な状態に維持管理することを求めます。また、稼働状況や保守点検等について、市へ定期的に報告する仕組みを設けます。

25 事故等の報告

- ・事業者は、事故又は災害により、事業に係る設備に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

【考え方】

事故や災害によって設備が損壊した場合、又は周辺地域の環境保全に支障が生じた場合には、速やかに市へ報告することを義務付けます。事故等発生時の早期把握と必要な対応につなげることを目的とします。

26 廃止の届出

- ・事業者は、事業を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- ・事業者は、届け出た設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。
- ・事業者は、措置が完了したときは、市長に届け出なければならない。

【考え方】

事業を廃止するときの届出と、廃止後の設備の解体・撤去・廃棄等を定めます。撤去等が完了した後は市へ完了届を提出することとし、事業終了後まで事業者の責任を明確にします。

27 事業の承継

- ・事業者から相続、売買、合併又は分割によりその事業を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- ・市長は、前項の事業を継承しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承継を認めないことができる。
 - (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
 - (2) 許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないとき。
 - (3) その他市長が不適切と認めたとき。
- ・市長は、承認申請について、承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を事業を承継しようとする者に通知しなければならない。

【考え方】

相続、売買、合併、分割等により事業を承継する場合の届出を定めます。承継後も事業の適正な運営と維持管理を確保するため、承継者について資力、信用等を確認し、必要に応じて承継を認めないことができる仕組みとします。

28 報告の徴収及び立入調査

- ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。
- ・立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- ・立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【考え方】

条例の実効性を確保するため、市長が必要な範囲で事業者に報告、資料提出を求め、事務所や事業区域に立ち入って調査できる権限を定めます。立入調査は犯罪捜査を目的とするものではないことも明確にします。

29 指導及び助言

- ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

【考え方】

条例の適正な運用のため、市長が事業者等に対して必要な指導及び助言を行えることを定めます。まずは事業者への指導、助言を通じて適正な事業運営を促すことを基本とします。

30 勧告

- ・市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 事業者が事前協議若しくは近隣住民等への説明等を行わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 事業者が許可を受けずに設置工事に着手したとき。
- (3) 事業者が許可の条件を遵守していないと認めるとき。
- (4) 事業者が工事着手及び完了等の届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (5) 事業者が維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 事業者が維持管理等の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 事業者が事業の廃止又は設備の解体、撤去等の完了届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (8) 事業者が立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (9) 事業者が市の指導及び助言に正当な理由なく従わなかったとき。

【考え方】

条例上の手続違反、許可条件違反、立入調査の拒否、指導に従わない場合等について、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できることを定めます。

31 命令

- ・市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

【考え方】

勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合に、勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができることを定めます。指導、助言、勧告に続く段階的な実効性確保の仕組みです。

32 公表

- ・市長は、設置許可若しくは変更許可を取り消したとき、又は命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。
- ・市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【考え方】

許可取消や命令が行われた場合などに、その事実や命令の内容等を公表できることを定めます。罰則とは別の手法により、条例の実効性と透明性を確保することを目的とします。

33 情報の開示

- ・市長は、提出された事業計画概要、設置許可の内容、工事着手、工事完了、事故等の報告及び事業の継承の届出の内容、変更許可の内容、設備の維持管理報告の内容、事故等の報告又は提出資料の内容並びに設置許可又は変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができる。
- ・市長は、公表において、公表する内容に旭川市情報公開条例（平成 17 年旭川市条例第 7 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
- ・事業者は、設置許可を受けた旨、工事着手、工事完了、事故等の報告、事業の廃止及び廃止による廃棄等措置の届出の内容、事業の変更許可を受けた旨、この条例の施行に必要な限度における報告又は提出資料の内容のうち市長が必要と認めるもの並びに設備の維持管理報告の内容を公表しなければならない。
- ・事業者は、設置工事の進捗、設備の稼働状況等を公表するよう努めるものとする。
- ・事業者は、この条例の規定により公表する書類等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）第 2 条第 1 項の個人情報をいう。ただし、当該事業者に係る個人情報を除く。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報が第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

【考え方】

市民等への情報提供と事業の透明性確保のため、事業計画、許可、届出、維持管理報告、事故報告等について、市が公表できる事項を定めます。また、事業者にも個人情報等について必要な配慮した上で、一定の情報を公表することを求めます。

34 （仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備設置等審議会

- ・設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、旭川市再生可能エネルギー発電設備設置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- ・審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項
 - (2) その他設備の設置等に関し市長が必要と認める事項
- ・審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- ・委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・委員は、再任されることができる。

【考え方】

設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、審議会を設置し、市長の諮問事項を審議できる体制を整えます。

35 手数料

- ・設置許可又は変更許可を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
- ・市長は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。
- ・既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が相当と認めるときは、手数料の全部又は一部を還付することができる。

【考え方】

設置許可及び変更許可の申請に係る手数料を定めます。手数料の額は本市の『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』の考えに基づき算定し、特別の事情がある場合の免除及び既納手数料の還付についても定めます。